

パブリックコメント結果の概要

環境省構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令案(概要)について、広く国民からの意見を募集するため、平成22年4月19日(月)から5月18日(火)までの間、パブリックコメントを実施した。

意見提出のあった個人・団体数は9件であった。その概要は以下のとおりである。

1. 意見提出者の内訳

	メール	FAX	郵送	計
団体	6	1	1	8
個人	1	0	0	1
計	7	1	1	9

2. 主な意見と意見数

主な意見	意見数
ノヤギによる食害は、奄美大島の希少な植生に多大な被害をもたらすとともに、急峻な海岸線では、裸地化による土壌流出や崩壊を引き起こしており、構造改革特別区域においてノヤギを狩猟鳥獣とすべき。	9

※ 各意見の要旨は、別紙のとおり。

環境省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令案（概要）に関する意見の募集の結果について

意見要旨	同意件数	回答
希少な動植物が多く生息・生育する奄美大島の生態系に大きな被害を与えるノヤギの捕獲を促進するため、ノヤギを狩猟鳥獣に指定することに賛成。	7	
過去に放任されたヤギが野生化して、人間の管理の届かないノヤギとなったものは家畜ではなく駆除すべき有害鳥獣であると考える。したがって当該省令改正案における「ノヤギを狩猟鳥獣とする」ことにより、離島地域の自然環境と農業生産環境が維持されるよう望む。	1	構造改革特別区域内でノヤギを狩猟鳥獣に指定することにより、被害現場での迅速な対応が可能となり、被害の防除に寄与すると考えます。
今まではノヤギの定義があいまいで、所有者がいるかもしれないヤギは捕獲できないとのことだが、柵の中で飼われていなかったり網でつなかれていないヤギは、ノヤギとし狩猟鳥獣に指定することを要望。	1	
ノヤギの捕獲を進めるためには、シカのように現地で埋設も可能とすべきである。	1	今般のパブリックコメントの対象とは異なる御意見ですが、今後の参考とさせていただきます。
生け捕り捕獲、射殺後の回収、埋設などを義務化しないこと。	1	今般のパブリックコメントの対象とは異なる御意見ですが、今後の参考とさせていただきます。